

令和6年3月21日

患者 各位

関係者 各位

医療法人社団綺整会
医療法人社団佳和会
医療法人社団一颶会

破産手続開始決定に関するお知らせ

透正堂歯科・矯正歯科を運営していた医療法人社団綺整会、医療法人社団佳和会ならびに医療法人社団一颶会（以下「当会」といいます。）は、今般、諸般の事情により令和6年3月15日付で東京地方裁判所に破産手続開始を申し立て、令和6年3月21日午後5時、同裁判所から破産手続開始決定が発令、破産管財人に高木茂弁護士（東京都中央区築地4-2-11新橋演舞場別館4階銀座木挽町法律事務所 TEL:03-6228-4487）が選任されました。

当会は、令和5年9月30日までに運営する医院を閉院※しております、患者様への治療継続先のご案内ならびに閉院に伴う清算を主たる事業としておりましたが、破産手続開始をもって事業の全てを停止いたしました。

なお、当会の運営していた医院は以下の通りです。下記に記載のない医院は、運営する法人が異なりますので、影響はございません。※

【医療法人社団綺整会の運営していた医院】

- 高田馬場駅前矯正歯科
- 透正堂歯科・矯正歯科 横浜院
- 透正堂歯科・矯正歯科 新宿セントラル院
- 透正堂歯科・矯正歯科 名古屋栄院
- 透正堂歯科・矯正歯科 大阪梅田院

【医療法人社団佳和会の運営していた医院】

- 透正堂歯科・矯正歯科 渋谷院

【医療法人社団一颶会の運営していた医院】

- 透正堂歯科・矯正歯科 銀座院

【今後のお問い合わせ先】

当会医院の患者様からのお問い合わせは、下記からご連絡ください。

患者様対応事務局　：　[お問い合わせフォーム](#)

※破産管財人では治療等に関する患者様からのご相談は受付けておりません。

皆様にはこのようなお知らせとなり、多大なるご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

謹白

※透正堂歯科・矯正歯科 大阪梅田院は、令和5年11月14日をもって閉院しております。

※透正堂歯科・矯正歯科 天神、透正堂歯科・矯正歯科 熊本院の運営法人は当会とは異なり、本破産手続きによる影響はございません。